

合併協定書

川内市
東郷町
上甌村

樋脇町
祁答院町
下甌村

入来町
里村
鹿島村

目 次

1	合併の方式	1
2	合併の期日	1
3	新市の名称	1
4	新市の事務所の位置	1
5	財産の取扱い	1
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	1
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	1
8	地方税の取扱い	2
9	一般職の職員の身分の取扱い	2
10	特別職の身分の取扱い	3
11	条例、規則等の取扱い	3
12	事務組織及び機構の取扱い	3
13	一部事務組合等の取扱い(その1)	4
	一部事務組合等の取扱い(その2)	5
14	使用料、手数料等の取扱い	5
15	公共的団体等の取扱い	5
16	補助金、交付金等の取扱い	6
17	町名・字名の取扱い	6
18	慣行の取扱い	6
19	国民健康保険事業の取扱い	7
20	介護保険事業の取扱い	7
21	消防団の取扱い	7
22	自治会・行政連絡機構の取扱い	8
23-1	男女共同参画事業	8
23-2	友好都市・国際交流事業	8
23-3	電算システム事業	8
23-4	広報広聴関係事業	8
23-5	消防防災関係事業	8
23-6	交通関係事業	9
23-7	窓口業務	9
23-8	保健衛生事業	9
23-9	環境衛生事業(その1)	10
	環境衛生事業(その2)	10
23-10	障害者福祉事業	11
23-11	高齢者福祉事業	11
23-12	児童福祉事業	12
23-13	生活保護事業	13
23-14	その他の福祉事業	13
23-15	農林水産関係事業	13
23-16	商工・観光関係事業	15
23-17	建設関係事業	15
23-18	上・下水道事業	15
23-19	学校教育事業	17
23-20	コミュニティ施策	17
23-21	社会教育事業	18
23-22	情報公開制度	18
23-23	その他事業	
	(1) 選挙事務関係	18
	(2) 個人情報保護関係	19
	(3) 地籍調査事業	19
	(4) 会計事務関係	19
	(5) 契約事務関係	19
	(6) 企画関係	19
24	新市まちづくり計画	19

合併協定書

1 合併の方式

川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成16年10月12日を目標とする。

3 新市の名称

新市の名称は、^{まつませんだいし}薩摩川内市とする。

4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所（本庁）の位置については、新庁舎建設までの間は、川内市神田町3番2号とし、支所、出張所の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条に基づき、関係市町村内に置くものとする。
- (2) 将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し検討するものとする。

5 財産の取扱い

1市4町4村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 新市の議会の議員の定数は34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間（4年間）に限り、新市の議会の議員の定数は44人とする。

また、選挙区については、関係市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

川内市の区域	25人	樋脇町の区域	4人	入来町の区域	3人
東郷町の区域	3人	祁答院町の区域	3人	里村の区域	1人
上甌村の区域	2人	下甌村の区域	2人	鹿島村の区域	1人

なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。

- 2 議員報酬の額は、川内市の例により、合併時まで調整する。
- 3 委員会の種別及び委員数は、新市の議会全員協議会において調整する。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の1市4町の区域、里村・上甌村・下甌村・鹿島村の4村を区域とする2つの農業委員会を置く。
 - (2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、1市4町の区域は38人、4村の区域は10人とする。ただし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
 - (3) 選挙区設置等については、新市に移行後、速やかに協議する。

- 2 農業委員会の運営等については、次のとおりとする。
 - (1) 農業委員会の運営については、合併時まで、具体的な調整を行うこととする。
 - (2) 諸証明手数料については、合併時まで、新たに制度等を制定する。

8 地方税の取扱い

地方税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり調整する。

- 1 個人市民税の均等割については、標準税率(2,500円)を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度に続く3年度間は現行の税率を適用する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。

減免については、川内市の例による。

- 2 法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率(14.7%)を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度に続く3年度間は現行の税率を適用する。

- 3 固定資産税の税率については、現行のとおり(1.4%)とする。

減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。

- 4 特別土地保有税については、川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。

- 5 鉱産税は、入来町の例により調整する。

- 6 軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、納期限は、月末とする方向で調整する。

減免、課税免除については、川内市の例により調整する。

非課税の範囲については、地方税法第443条によるものとする。

- 7 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。

- 8 入湯税の税率については、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町(100円)の例により調整する。

課税免除については、合併までに調整する。

入湯税の充当については、新市において平成17年度分から調整する。

- 9 納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。

納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助制度で調整する。

- 10 個人町(村)民税、固定資産税の納期前納付報奨金については、廃止の方向で調整する。

- 11 口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。

- 12 納付書の発送方法に差異のあるものについては、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 関係市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員の定数については、関係市町村の現行定数の合計を新市に引き継ぐものとし、市長事務部局、教育委員会事務部局及び議会事務部局等の職員の定数の割り振りについては、合併時に調整するものとする。

なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一するものとする。

4 職員の給与制度については、国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め合併時に調整する。

なお、現職員の現給は保障し、新市において格差の調整を行うものとする。

10 特別職の身分の取扱い

1 常勤の特別職

(1) 市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。

(2) 給与の額は、現行額を基本に合併までに調整する。

(3) 新市の職務執行者については、関係市町村の長が別に協議して定める。

2 非常勤の特別職（議員、消防団員を除く。）

(1) 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の設置及び委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。

報酬の額は、現行報酬額を基本に合併までに調整する。

(2) 農業委員会委員の報酬額については、現行報酬額を基本に合併までに調整する。

(3) 新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。

11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき、新市における事務事業に支障がないよう次の区分により整備するものとする。

1 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。

2 合併後、暫定的に施行させる必要があるもの。

3 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

12 事務組織及び機構の取扱い

1 本庁については、「新市の事務所の位置」により、現川内市役所とする。

2 現川内市役所を除く現在の各町村役場をそれぞれの行政区域を所管する支所とする。また、合併前に設置されている関係町の支所、出張所については、出張所とし、現行のまま存続する。

3 支所の組織については、住民のサービス低下を招かないよう配慮し、一部管理部門を除いた総合的な業務を所掌する支所とする。

4 教育委員会等各行政委員会については、各関係法令に基づき整備するものとする。

5 関係市町村内におかれている附属機関等は、原則として統合するものとする。

なお、独自におかれているものについては、その地域性など実態を考慮し整備するものとする。

6 関係市町村における類似施設については、市民がわかりやすく、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性の向上を図るため、その呼称を統一する。

7 新市における事務組織・機構の整備方針については次のとおりとする。

新市における事務組織・機構の整備方針

(1) 基本方針

住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構

市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構

市民の声を適正に反映することのできる組織・機構

運営の合理化を図り効率的な組織・機構

新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構

指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構

地方分権に柔軟に対応できる組織・機構

新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

(2) 合併時の機能

本庁は、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務及び地域振興策を所掌する。

支所は、一部の管理部門を除き、所管する行政区域の事務の全般を掌る総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として、所管区域の事務及び地域振興策を所掌する。

新市における地域振興策の企画立案並びに新市まちづくり計画の実現については、本庁及び支所が一体となり、市民と協働して進めるものとする。

13 一部事務組合等の取扱い(その1)

1 川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合、上甑島バス企業団については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。

2 祁答院地区消防組合の構成団体である祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

3 祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町、祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

4 鹿児島県市町村自治会館管理組合、鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合、鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合、鹿児島県町村交通災害共済組合、鹿児島県離島緊急医療対策組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

5 鹿児島県市町村消防補償等組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

6 鹿児島県町村職員退職手当組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、関係町村は、合併の日の前日に当該組合から脱退する。新市の当該組合への加入については、合併までに調整する。

7 土地開発公社については、次のとおりとする。

(1) 川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。

(2) 鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社、東郷町支社、里村支社、上甑村支社、下甑村支社、鹿島村支社及び祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日までに鹿児島県町村土地開発公社及び祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。各支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

- (3) 入来町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
- 8 財団法人 川内市民まちづくり公社、財団法人鹿児島勤労者いこいの村、川内川多目的取水管理組合については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 9 川内市立視聴覚ライブラリーについては、現行のまま新市に引継ぎ、現在、事務委託している東郷町、樋脇町は合併の日の前日までに委託契約を解除する。
甑島地区視聴覚教育協議会は、合併の日の前日までに解散する。
入来町及び祁答院町は、祁答院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日までに脱退する。
- 10 鹿児島県人事委員会に事務委託している4町4村の公平委員会事務については、合併の日の前日をもって、鹿児島県との「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。
- 11 肥薩おれんじ鉄道株式会社、株式会社遊湯館、株式会社甑産業振興公社、株式会社東郷温泉ゆったり館、こしき海洋深層水株式会社、甑島商船株式会社については、出資等の財産について、新市に引き継ぎ、管理運営については、現行のとおりとする。
- 13 一部事務組合等の取扱い(その2)
- 1 薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町と祁答院町については、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に旧入来町・祁答院町の区域を当該組合に委託する。委託料の額及び財産並びに職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体になるため解散することになる。
新市における旧樋脇町の区域は合併の日に串木野市に委託することとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 3 川薩地区介護保険組合の構成団体である川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 14 使用料、手数料等の取扱い
- 1 使用料については、住民の一体性の確保、住民負担に配慮し、次のとおり取扱うものとする。
- (1) 固有の施設については、当面現行のとおりとする。
- (2) 同一又は類似の施設については、可能な限り統一に努める。
- (3) 差異が著しいもの、事情により調整に期間を要するものは、合併後に随時調整する。
ただし、その期間は3年以内を目処とする。
- 2 手数料については、受益者負担の公平性に基つき、合併時までに現行単価を基準として統一に努めるものとする。
- 15 公共的団体等の取扱い
- 【関係市町村内の団体等】
- 関係市町村内にある公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 複数の関係市町村で共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 4 1、2、3以外は、現行のとおりとする。
- 5 ただし、整理できる団体は、廃止の方向で調整に努めるものとする。

【関係市町村外の団体等】

関係市町村外にある公共的団体等の取扱いについては、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し調整に努めるものとする。

- 1 複数の関係市町村で共通の目的を有し加入している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 4 1、2、3以外は、新市においても現行のとおり加入するものとする。
- 5 ただし、整理できる団体は、脱退の方向で調整に努めるものとする。

16 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、これまでの経緯、実績等に配慮しつつ、関係団体の理解と協力を得て、次のとおり調整するものとする。

- 1 同一あるいは同種の補助金等については、原則として統合する。
- 2 独自の補助金等については、他の補助金等との均衡を考慮しながら、必要性や内容等を調整する。
- 3 整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。
なお、新市においても、公共的な必要性・公平性・有効性等の観点から、引き続き見直しを行う。

17 町名、字名の取扱い

町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整するものとする。

- 1 川内市については、現行のとおりとする。
- 2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したものをもち、大字とする。
- 3 里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したものをもち、大字とする。

18 慣行の取扱い

- 1 市章、市の木、市の花、市の鳥、市歌、市民憲章については、新市に移行後、速やかに制定する。
- 2 宣言については、新市に移行後、1年以内を目処に調整する。
- 3 名誉市民表彰、市民表彰、功労者表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。

ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、この名誉を新市に引

き継ぐ。

19 国民健康保険事業の取扱い

1 国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。

税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村）の税率と2村（下甕村、鹿島村）の税率の2通りの税率による不均一課税とし、平成17年度から3年間適用する。

この間における賦課方式については、4方式を基本に税率の算定と併せて調整する。

(2) 賦課限度額、軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、関係市町村全て同じのため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(3) 賦課期日、納期、減免については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。

(4) 納付書の発送方法については、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

2 保険給付関係事業で、関係市町村で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 国保財政調整基金は、市町村によって基金残高にかなりの差があるため、適切な額を持ち寄るなどの調整をする。また、基金については、合併時に、新たに制度を制定する。

(2) 国民健康保険運営協議会の委員の定数及び報酬については、合併までに調整する。

(3) 高額医療費貸付事業は、支払い基準を統一し、川内市の例により調整する。

(4) 各種検診補助は、市町村によって差異があるため、新市において速やかに調整する。

(5) 出産・葬祭に関する給付は、甕島4村との差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。

20 介護保健事業の取扱い

1 介護保険料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第3次事業計画（平成18年度）から統一調整する。

2 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助の内、ホームヘルプサービスで単独事業は新市に移行後、速やかに調整を図る。

3 介護保険高額貸付事業は、基金額や要件に差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。

4 介護保険事業計画の策定・見直し関係事務は、合併時に、新たな制度等を制定する。

5 介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐ。

6 介護保険基金関係事務は、現行のまま新市に引き継ぐ。

21 消防団の取扱い

1 消防団については、合併までに統合し、分団等の組織は各地区の状況に応じて調整する。指揮命令系統についても、合併までに調整する。

2 消防団員については、新市の消防団員として引き継ぐ。

3 消防団施設、設備等については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において施設整備計画を策定する。

- 4 消防団員の報酬、手当等、被服貸与、任免、表彰制度については、合併までに調整する。
- 5 消防団の諸行事については、地域の実情を考慮し、合併までに調整する。
- 6 消防団無線については、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後3年以内を目処に調整する。
- 7 消防団に関係する公共的団体については、公共的団体等の取扱いによる。
- 8 消防団に関係する補助金については、補助金・交付金等の取扱いによる。

22 自治会・行政連絡機構の取扱い

自治会・行政連絡機構（公民会、自治公民館、小組合、常会、公民館、区）組織については、名称を自治会に統一し現行のまま新市に引き継ぎ、新市まちづくり計画に基づく地区コミュニティ協議会制度を導入する。

23 各種事務事業の取扱い

23 - 1 男女共同参画事業

条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、速やかに基本計画を策定する。

23 - 2 友好都市・国際交流事業

- 1 友好都市交流については、締結自治体と合併前に協議し、新市に移行後、速やかに調整する。
- 2 国際交流団体（協会等の活動状況）については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。

23 - 3 電算システム事業

電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。

地域情報化及び電子自治体に的確に対応した必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。

地域情報化計画は、別添「薩摩川内市地域情報化計画」に定めるとおりとする。

23 - 4 広報広聴関係事業

1 広報広聴

- (1) ご意見箱については本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。
- (2) 市政モニター制度については、合併時に新たな制度として制定する。
- 2 市政対話集会については、新市に移行後速やかに調整する。
- 3 広報（広報紙発行）については、合併時に新たな制度等を制定する。（新たな広報紙として月2回発行する。）

23 - 5 消防防災関係事業

- 1 地域防災計画については、合併までに原案を策定し、平成16年度中の県の承認を目指す。
- 2 防災会議、防災組織、災害対策本部については、合併までに体制を整備する。
- 3 自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において新たな組織の結成を推進する。

- 4 防災行政無線については、次のとおりとする。
 - (1) 同報系については、合併後速やかに本庁・支所間を結ぶ一斉放送ができる体制を確立する。ただし、それまでの間は、現有施設の有効利用による広報体制をとる。
 - (2) 移動系については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内に基地局を整備し、その他については随時整備する。
- 5 原子力防災計画については、川内市の例により、平成16年度中の県の承認を目指す。
- 6 応援協定については、現行のまま新市に引き継ぎ、関係機関と総合的に調整する。
- 7 常備消防の体制及び消防通信・無線については、川内地区消防組合の体制等を基本に合併までに調整する。
- 8 消防計画（常備消防分）については、合併までに策定する。
- 9 消防施設整備計画（常備消防分）については、現行の整備計画を新市に引き継ぎ、新たな整備計画を3年以内に策定する。
- 10 防犯組合連合会については、新市に移行後速やかに調整する。

23 - 6 交通関係事業

- 1 1市4町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 2 川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。
- 3 甕島で実施している自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、下甕村自動車運送事業及び上甕島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

23 - 7 窓口業務

窓口業務の取扱いについては、新市の組織体制と調整を図り、住民サービスの低下を招かないことを原則として、調整に努めるものとする。

23 - 8 保健衛生事業

- 1 無料巡回診療は、新市に移行後も当分の間は現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 2 在宅当番・緊急医療情報提供実施事業は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 3 川内市の湯田、西方、高江、久見崎及び寄田地区の定時開設診療所並びに祁答院町黒木診療所及び祁答院診療所は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 4 甕島4村の国保直営診療所、へき地診療所及び国保直営歯科診療所は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、運営方法等について随時調整する。
- 5 病院群輪番制事業（共同利用型病院運営事業）は、二次救急医療を確保するため、現行の実施体制を新市に引き継ぐこととする。
- 6 医療従事者等育成支援事業は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象者、奨学資金等について随時調整する。
- 7 食生活改善推進員協議会は、組織の統合、活動内容、活動補助金等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 8 健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 保健センターは、1市4町2村に設置されており、今後も地域保健活動の拠点として管理を行うこととするが、運営方法、維持管理等については、新市に移行後、速やかに調整する。

- 10 三者医療協議会及び歯科医療問題協議会は、協議会の運営、構成員等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 11 基本健康診査、各種ガン検診、C型肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診及び腹部超音波検診は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、健診(検診)体制及び検査項目等について、健診(検診)委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。
- 12 集団で行う乳幼児健康診査の健診体制及び内容等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 13 精密健康診査は、合併時に川内市の例より調整する。
- 14 個別検診の内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 15 乳幼児歯科健康診査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等含めて随時調整する。
- 16 結核予防事業及び予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時まで調整する。
- 17 女性の健康促進事業は、新市に移行後、速やかに調整する。

23 - 9 環境衛生事業(その1)

- 1 各市町村が有する最終処分場は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 衛生自治団体連合会は、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 環境審議会は、合併時に新たに制度等を制定する。
- 4 環境に関する計画(環境基本計画)は、川内市の例を基本として、合併後3年以内を目処に策定する。
- 5 環境美化推進は、合併時に川内市の例により調整する。
- 6 火葬場は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。

環境衛生事業(その2)

- 1 し尿処理関係
 - (1) し尿汲取手数料及び地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし随時調整する。
 - (2) し尿処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (3) 一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料並びに浄化槽清掃業許可証交付手数料及び同再交付手数料は、合併時に川内市の例により調整する。
 - (4) 西薩環境センター対策委員会運営補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (5) し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽清掃業の許可については、合併時に新たに制度等を制定する。
 - (6) 投入手数料、し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理業務、し尿処理施設の管理、し尿収集区域の指定及び海洋投入処分については、関係一部事務組合の調整方針に基づき、調整するものとする。
- 2 ごみ処理関係
 - (1) 一般廃棄物処理計画は、合併時に新たに制度等を制定する。
 - (2) 県外廃棄物搬出事業は、合併時に新たに制度等を制定する。
 - (3) 川内市クリーンセンター内最終処分場、最終処分場(計画、設計、実施)及びごみ処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- (4) 地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (5) 川内市クリーンセンター地域振興補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (6) 一般家庭用ごみ袋販売委託は、新市に移行後速やかに調整する。
 - (7) 廃棄物処理手数料、ごみの収集方法等、ごみの資源化及び特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、関係一部事務組合等の調整方針に基づき、調整するものとする。
- 3 火葬関係
火葬場（火葬料）については、合併時に新たに制度等を制定する。
- 4 環境衛生事業に関する公共的団体については、公共的団体の取扱いによる。

23 - 10 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。

個別調整方針については、次のとおりとする。

- 1 現行のまま新市へ引き継ぐ。
 - (1) 障害児育成会補助
 - (2) 身体障害者・知的障害者相談
 - (3) 成年後見制度利用支援事業
- 2 川内市の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する。
 - (1) 障害者保健指導
 - (2) 手話奉仕員派遣
 - (3) 手話奉仕員養成事業
 - (4) 身体障害者自動車運転免許取得費助成
 - (5) 身体障害者用自動車改造費助成
 - (6) 点字、声の広報等発行事業
 - (7) 障害児デイサービス事業
 - (8) 朗読奉仕員養成事業
- 3 合併時に、新たに制度等を制定する。
 - (1) 福祉巡回バス運行事業
 - (2) 福祉タクシー助成事業
- 4 新市に移行後、速やかに調整する。
 - (1) 障害者団体の育成
- 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (1) 身体障害者スポーツ大会
 - (2) 心身障害者の集い

23 - 11 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進するものとし、一つの団体のみ実施している事業については、従来の実績を考慮して制度の目的が効果的に機能するように調整する。

個別調整方針については、次のとおりとする。

- 1 現行のまま新市へ引き継ぐ。
 - (1) 老人保護措置事業
 - (2) シルバー人材センター事業
 - (3) 在宅介護訪問指導

- (4) さざらし会館管理運営事務
- 2 川内市の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する。
 - (1) 老人クラブ活動補助
 - (2) 地域ケア推進事業
- 3 入来町の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する。
 - (1) 移送費助成事業
- 4 合併時に、新たに制度等を制定する。
 - (1) ホームヘルプサービス事業
 - (2) 生きがいデイサービス事業
 - (3) ねたきり老人介護手当支給事業
 - (4) 高齢者生活福祉センター運営委託事業
 - (5) 高齢者福祉施設管理
 - (6) 敬老事業
 - (7) 住宅改造費助成事業
 - (8) 高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業
 - (9) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
- 5 新市に移行後、速やかに調整する。
 - (1) 高齢者拠点及びサービス
 - (2) 独居老人声かけ事業
 - (3) 高齢者ふれあいサロン事業
- 6 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (1) 生きがい活動支援通所事業(事業運営)
 - (2) いきいき 100 歳の店運営事業
 - (3) 配食サービス
 - (4) 老人健康教育事業
 - (5) 緊急通報システム
- 7 廃止の方向で調整する。
 - (1) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
 - (2) 金婚式
 - (3) 独居老人給食サービス事業
 - (4) 福祉機器・用具の貸し出し

23 - 12 児童福祉事業

- 1 出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。
- 2 公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育料に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 3 児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 4 放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 保育協議会補助は、補助金の規定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。
- 6 保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 7 乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 児童虐待防止協議会運営事業は、1 市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。

- 9 チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 10 遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。
- 11 育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 12 認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。
- 13 乳幼児医療費助成金は、合併時に、新たに制度等を制定する。

23 - 13 生活保護事業

生活保護事業については、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。

23 - 14 その他の福祉事業

- 1 民生委員・児童委員協議会事務局は、今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。
- 2 日本赤十字社関係は、社会福祉協議会や婦人会が実施しており、廃止の方向で調整する。
- 3 社会福祉協議会委託は、委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 4 民生委員推薦会は、推薦委員の選出方法等が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 5 樋脇町民生委員記念林造成管理計画は、廃止の方向で調整する。
- 6 災害弔慰金・災害障害見舞金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 災害援護資金貸付は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 災害見舞金支給は、支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 9 被災者生活再建支援金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 10 戦没者追悼式は、主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。
- 11 行旅困窮者の法外援助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

23 - 15 農林水産関係事業

1 農政関係事業

- (1) 地域農業マスタープラン及び農業振興助成制度(融資関係市町村単独)については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 農業公社設立準備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 研修センター及び特産品加工センターの管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (4) 市町民農園(ふれあい農園)については、現在利用者が借りている農地については現行のまま新市に引き継ぐこととし、管理運営については新市に移行後、速やかに調整する。

2 畜産関係事業

- (1) 生産総合対策事業(畜産ハード 畜産経営活性化事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 大家畜経営活性化資金利子補給事業及び大家畜経営改善支援資金並びに大家畜経営維持資金については、新市に移行後速やかに調整する。ただし、債務負担行為にて既に実施されているものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 肉用牛特別導入事業及び肥育素牛導入事業並びに優良牛雌牛貸付事業については、合併時に新たに制度等を制定する。
- (4) 肉用牛付加価値利用貸付事業及び営農改善家畜貸付事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (5) 特定離島ふるさとおこし推進事業(県有牛導入事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) 家畜運営診療所及び管理事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (7) 共同利用畜舎管理事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (8) 山羊研究所飼育事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

3 林業関係事業

- (1) 市町村森林整備計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 県費単独補助治山事業、鳥獣飼養許可、林業施設整備及び林業振興推進協議会については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (3) 火入れ許可については、新市に移行後、速やかに調整する。

4 農業土木関係事業

- (1) 農業農村整備管理計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 農道等に関する使用(占有)許可、農道等に関する境界協定申請処理及び農道・水路・法定外公共物・里道に関する境界協定申請処理については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (3) 土地改良関係負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (4) 土地改良事業分担金徴収については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (5) 土地改良区の育成については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (6) 土地改良区の合併については、将来統合するよう調整に努める。
- (7) 農村公園維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (8) 生態系保存資料館「アクアタイム」の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (9) 県単独農業農村整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (10) 市町村単独農業農村整備事業については、新市に移行後速やかに調整する。
- (11) 農地農業用施設災害復旧事業及び市町村単独農地農業用施設災害復旧事業並びに特別災害復旧事業については、合併時に新たに制度等を制定する。

5 水産関係事業

- (1) 漁港及び漁港に付随する公園等の管理については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 漁港占有許可及び漁港使用料徴収制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 水産物地方卸売市場については、現行のまま新市に引き継ぐ。移転計画は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (4) 水産関係施設の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- (5) 水産観光促進奨励金制度については、4村を対象にし、合併時に、上甕村の例により調整する。
- (6) 信用事業譲渡に伴う損失補償及び利子補給については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (7) 漁船建造資金利子補助制度については、4村を対象にし、漁業者に対する補助制度とし、合併時に、新たに制度等を制定する。

23 - 16 商工・観光関係事業

- 1 商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施する。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
- 2 ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。
- 3 企業誘致助成措置に関することについては、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 4 観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 6 観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 7 観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
- 8 川内ウォータークィーン・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
- 10 宿泊施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に、新たに制度等を制定する。

23 - 17 建設関係事業

- 1 市町村道については、現行のまま新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。
- 2 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。
- 4 都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のまま新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。
- 5 土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。

23 - 18 上・下水道事業

- 1 水道事業
 - (1) 上水道事業・簡易水道事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、会計については、新市に移行後3年以内を目処に、随時調整し、企業債については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 水道料金及び検針

上水道と簡易水道の料金については、合併後3年以内の早い時期に統一できるよう調整し、料金体系については、「口径別」とする。

検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目処に随時調整する。

メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。

(3) 加入負担金及び手数料

新規加入負担金の負担金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目処に随時調整する。

給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料、については、合併時に、新たな制度等を制定する。

給水装置工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整する。

開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料については、廃止する。

(4) 事業及び財政計画（上水・簡水）については、新市に移行後1年以内を目処に調整し、事業認可の内容、調整及び拡張・整備計画（設計計画）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(5) 船舶給水については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(6) サービスセンター事務（管理）については、新市に移行後1年以内に調整する。

(7) 水道事業運営審議会については、新市に移行後1年以内に調整する。

(8) 工業用水道については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 下水道事業

(1) 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において料金統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する。

(2) 負担金等事務

負担金額及び取扱いに格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。

納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しているため、合併までに統一する方向で調整する。

口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整する。

猶予基準・減免基準については、合併までに統一する。

(3) 下水道整備計画と認可及び財政計画

下水道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

下水道事業の計画と認可については、現行のまま新市に引き継ぐ。

事業及び財政計画の事務事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。

3 温泉事業

(1) 温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。

(2) 検針及び料金

検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。

公衆浴場料金については、新市に移行後統一した料金とする。

分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目処に調整する。

賦課徴収については、合併時に、新たな制度等を制定する。

(3) 量水器については、合併時に、樋脇町の例により調整する。

(4) 工事負担金及び検査

工事負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。

工事検査については、合併時に、新たな制度等を制定する。

(5) 公衆浴場維持管理については、合併時に、新たな制度等を制定する。

(6) 温泉施設開発については、新市に移行後1年以内に調整する。

(7) 給湯開始・休止については、新市に移行後1年以内に調整する。

(8) 温泉審議会については、新市に移行後1年以内に調整する。

23 - 19 学校教育事業

1 関係市町村内にある小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 通学区域については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

3 遠距離通学費助成、通学バス運行業務及び特認校制度については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

4 学校給食については、次のとおりとする。

(1) 学校給食施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 給食会計については、合併時に私会計に統一する。

(3) 給食費、食材の購入方法及び給食の配送については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

5 幼稚園については、次のとおりとする。

(1) 入園料

川内市は当分の間現行のとおりとし、その他の町村は東郷町の例により合併時に調整する。その後、随時調整する。

(2) 幼稚園使用料

新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

(3) 就園援助

合併時に川内市の例により調整する。

(4) 保育

定員、学級数、受け入れ年齢、保育時間及び預かり保育の実施は、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

6 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、平成17年度当初を目処に調整する。

7 奨学金支給事業については、平成17年度当初を目処に新たに制度等を制定する。
なお、現在支給を受けている生徒・学生及び平成16年度中に支給対象者となるものについては現行のとおりとする。

23 - 20 コミュニティ施策

1 地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては、積極的に支援を行う。

2 市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。

3 行政囑託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。

4 地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現

行のとおりとし、随時調整する。

- 5 基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。
- 6 NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市移行後、速やかに調整する。

23 - 21 社会教育事業

1 社会教育

- (1) 生涯学習推進体制については、合併時に川内市の例により調整する。
- (2) 図書館・図書室については、現在の川内市立図書館を中央図書館とし、各町村ごとに分館を設置する。その運営については、新市に移行後、随時調整する。
- (3) 成人式については、新市主催の成人式を川内市の例により実施する。また、各地域の祝賀会等についても、実施主体等を調整の上、地域の実情により実施する。

2 文化振興

- (1) 文化財の保護・活用・伝承については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (2) 史跡等整備・保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 文化活動等については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (4) 入来町伝統的建造物群保存地区保存審議会及び保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。

3 スポーツ振興

- (1) 市町村民運動会については、合併後の実施の意向を調査の上、各地域ごとに調整する。
- (2) 総合型地域スポーツクラブについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 各種スポーツ大会等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、実施主体については見直し、新市に移行後速やかに調整する。

4 教育振興施設

教育振興施設の維持運営管理業務については、許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に新たに制度等を制定する。

23 - 22 情報公開制度

- 1 情報公開制度については、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定する。
- 2 市町村長の資産等の公開に関する条例については、全ての市町村同じ制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。

23 - 23 その他事業

23 - 23(1) 選挙事務関係

- 1 投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- 2 開票区、投票時間、不在者投票（期日前投票）事務並びに不在者投票（期日前投票）時間については、合併時に調整することとし、不在者投票（期日前投票）所については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後速やかに調整する。

23 - 23(2) 個人情報保護制度

電子計算組織に係る個人情報保護条例については、未制定の団体もあるため、合併時に川内市の制度を基本に制定する。

また、マニュアル処理まで含む包括的個人情報保護条例については、未制定のため、新市において調整する。

23 - 23(3) 地籍調査事業

地籍調査事業については、新市で引き続き実施することとし、地籍調査完了に伴う成果等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

23 - 23(4) 会計事務関係

指定金融機関等については、9市町村の指定金融機関等の中から合併までに定める。

23 - 23(5) 契約事務関係

工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。

ただし、入札参加資格の取扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

23 - 23(6) 企画事務関係

1 総合計画策定について

(1) 総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに策定する。

(2) 総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。

(3) 総合計画「実施計画」(3ヶ年計画)については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。

2 定住促進に関することについて

新市に移行後、速やかに調整する。

24 まちづくり計画(市町村建設計画)

まちづくり計画は、別添「薩摩川内市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252号の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく川薩地区法定合併協議会において上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年2月19日

川内市長

樋脇町長

入来町長

東郷町長

祁答院町長

里村長

上甌村長

下甌村長

鹿島村長

立 会 人

(特別立会人)

鹿児島県知事

合併協議会委員

(川内市助役)

合併協議会委員

(川内市議会議長)

合併協議会委員

(川内市議会市町村合併対策特別委員長)

合併協議会委員

(川内市学識経験者)

合併協議会委員

(川内市学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(樋脇町助役)

合併協議会委員
(樋脇町議会議長)

合併協議会委員
(樋脇町議会副議長)

合併協議会委員
(樋脇町学識経験者)

合併協議会委員
(樋脇町学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(入来町助役)

合併協議会委員
(入来町議会議長)

合併協議会委員
(入来町議会副議長)

合併協議会委員
(入来町学識経験者)

合併協議会委員
(入来町学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(東郷町助役)

合併協議会委員
(東郷町議会議長)

合併協議会委員
(東郷町議会副議長)

合併協議会委員
(東郷町学識経験者)

合併協議会委員
(東郷町学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(祁答院町助役)

合併協議会委員
(祁答院町議会議長)

合併協議会委員
(祁答院町議會合併問題対策特別委員長)

合併協議会委員
(祁答院町学識経験者)

合併協議会委員
(祁答院町学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(里村助役)

合併協議会委員
(里村議会議長)

合併協議会委員
(里村議会議長)

合併協議会委員
(里村学識経験者)

合併協議会委員
(里村学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(上甗村助役)

合併協議会委員
(上甗村議会議長)

合併協議会委員
(上甗村議会議長)

合併協議会委員
(上甗村学識経験者)

合併協議会委員
(上甗村学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(下甌村総務課長)

合併協議会委員
(下甌村議会議長)

合併協議会委員
(下甌村議会副議長)

合併協議会委員
(下甌村学識経験者)

合併協議会委員
(下甌村学識経験者)

立 会 人

合併協議会委員
(鹿島村助役)

合併協議会委員
(鹿島村議会議長)

合併協議会委員
(鹿島村議会議長)

合併協議会委員
(鹿島村学識経験者)

合併協議会委員
(鹿島村学識経験者)